



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 日鍛バルブ株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 久雄
(コード番号 6493 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 小池 敏雄
(TEL . 0 4 6 3 - 8 2 - 1 3 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 8 条、第 11 条第 3 項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和 59 年法律 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 11 条第 3 項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式数に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 買増請求が行うことができる時期、請求の方法については、「株式取扱規程」に定めるところによる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 ~ (条文省略) 第47条 (新設)</p>	<p>2. 買増請求が行うことができる時期、請求の方法については、「株式取扱規程」に定めるところによる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 ~ (現行どおり) 第46条</p> <p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。 第3条 附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月24日(水曜日)
平成21年6月24日(水曜日)